

島本町立第二中学校学校協議会委員公募要領

1、目的

島本町教育委員会が示す学校協議会の設置・運営の基本的な考え方の具体的事項である「委員構成」に基づき、本校の課題について幅広い視野から意見・提言を受けするため、学校協議会委員に公募方式を導入し、地域住民の学校に対する理解と信頼を深め、学校教育活動の改善に資することを目的とする。

2、定数

島本町立第二中学校学校協議会の公募による委員の定数は2名以内とする。

3、応募資格

校区に在住する者で、本校の教育に対する理解と識見があり、会長が召集する会議に出席可能のこと。また、授業参観や学校行事への参加が可能のこと。

4、応募方法

応募用紙に住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先及び応募動機を明記し、郵送または持参により応募するものとする。

5、広報及び応募期間

(1) 広報

次の方法により周知を図るものとする。

- ① 学校だより
- ② ホームページ（学校、教育委員会）
- ③ 町広報「しまもと」

(2) 募集期間

毎年4月1日より4月30日

6、委員候補者の選考

(1) 選考の方法

「島本町立第二中学校学校協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置し、提出された応募用紙をもとにより選考する。

(2) 選考委員会

選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

校長、教頭、PTA会長、PTA副会長、前年度協議会会長

なお、選考委員会に、委員長を1名おくこととする。

(3) 選考の実施

提出された応募用紙について、各選考委員が次の基準により審査し、また面接審査が必要と判断したときに、面接審査を実施し、その結果を踏まえ選考委員会の合議により、委員候補者を選考する。なお、同等の基準の時は、公開抽選とすることができる。

- ① 創造性（学校教育活動に対する、新鮮さ、創造性などの思いが感じられる。）
- ② 積極性（学校を支援する立場からの積極性が感じられる。）
- ③ 公平性（偏りなく広く教育全体を見わたせている。）
- ④ 地域性（校区の特性を十分に考慮できている。）

7、選考結果の通知

選考委員会の選考後、速やかに全応募者に対し選考結果を通知する。